

「ヘイトスピーチ」(法規制) -情報-

民意無視、憲法破壊の 戦争法案必ず廃案に

安倍政権は16日、衆議院本会議で違憲立法の戦争法案を強行採決。15、16の両日、「戦争法案は廃案」を掲げる国民が国会正門前大集会に10万規模で押し寄せ、自公らの暴挙に厳しい抗議の声をあげた。9月末の延長国会末に向け、27日から参議院で審議が始まる。

憲法を暮らしに活かし住みよい地域社会を掲げる人権連。立憲主義の否定、法の支配無視、民主主義を無視する安倍独裁政治。国民各層との連帯で必ず廃案に追い込もう。

人種差別撤廃基本法：研究者、弁護士らが集会 成立訴え

<http://mainichi.jp/select/news/20150723k0000m040068000c.html> (毎日新聞)

ヘイトスピーチ対策の法的根拠となる「人種差別撤廃基本法」の成立を目指す集会が22日、参院議員会館で開かれ民主、社民両党などが5月に参院に提出した法案の審議にただちに入るよう求める決議を採択した。

集会は非政府組織や研究者、弁護士らでつくる「外国人権法連絡会」などが主催。基調講演で龍谷大法学部の金尚均教授は「法律を作ることで差別事案がどれだけ日本社会にあるかを示し、施策を実現していくことが大事だ」と訴えた。

政府は今月、ヘイトスピーチなど外国人差別の実態を調査する方針を表明。決議では調査の際は「被害の多様な実態を正確に把握するため、専門家の意見を聞いたうえで大学などの研究機関に委託する」ことも求めた。

参院に提出されている「人種差別撤廃施策推進法案」は、差別撤廃に向けた施策の推進を国と地方公共団体の「責務」と定めている。参院法務委員会に付託されたものの審議入りしていない。全国の地方議会167議会で、ヘイトスピーチ対策の法整備を求める意見書が採択されている。【のりこえねっとTV】<https://youtu.be/JpwaJokhWKI>

有田芳生@aritayoshifu 国会議員は10人参加(秘書だけは別に10人)で、参加者は150人を超えました。7月下旬あるいは8月はじめの審議入りを摸索しています。

明戸隆浩 @takakedo 江崎孝(民主・参)、照屋寛徳(社民・衆)、福島瑞穂(社民・参)、江田五月(民主・参)、仁比聡平(共産・参)、白眞勲(民主・参)、池内沙織(共産・衆)、徳永エリ(民主・参)、の各議員から発言がありました。

「STOP HATE SPEECH I～今こそ人種差別撤廃基本法の実現を」

第2回院内集会 決議(案)

去る5月22日、民主党、社民党及び無党派の議員らにより、人種差別撤廃条約に基づき、国と地方公共団体の責務を法律化し、差別禁止原則を宣言する人種差別撤廃施策推進法案が国会に提出された。同法案は、参議院法務委員会に付託され、7月はじめにも趣旨説明がされる予定だったが、他に審議する法案がないにもかかわらず、未だ審議入りしていない。

他方、7月2日の公明党の要望書を買機として、政府がヘイト・スピーチを含む外国人に対する差別の実態を把握することを表明している。

国による人種差別の実態調査は、人種差別撤廃委員会からすでに3回も実施するよう勧告されているところであり、調査をやること自体は不可欠である。

ただし、政府はこれまで外国人、とりわけ在日コリアンに対して制度的差別を行ってきた当事者でもあるから、マイノリティの協力を得て正確な実態を把握するためには、政府から独立した第三者機関が調査を行うべきである。また、多様で見えにくい差別の実態を正確に把握するには、その調査方法の段階からマイノリティ当事者及び差別問題及び社会調査の専門家の意見を聴いた上で、量的調査や質的調査などの多角的な調査を行うことが必要である。この点、人種差別撤廃施策推進法案が、マイノリティ当事者の意見を聞くことを義務付けるとともに、政府からの一定の独立性をもつ、学識経験者による「人種等差別防止政策審議会」を内閣府に設置し、そこが調査の制度設計から慎重に検討して調査を行うよう定めていることは評価できる。

このような法的枠組みなしに、国が実態調査に着手するのであれば、マイノリティ当事者の協力を得て差別問題に取り組んだ実績があり、かつ、社会調査の専門家を有する、一か所ではなくいくつかの大学などの研究機関に調査を委託すべきである。

なお、国の実態調査を行わなくとも日本に人種差別があること自体はすでに京都朝鮮学校襲撃事件その他の差別に関するいくつもの判決や地方公共団体の調査などにより、公的にも認定済みである。また、少なくとも1995年に人種差別撤廃条約に加盟した20年前から人種差別撤廃条約による国と地方公共団体が差別撤廃に取り組む法的責務は生じており、それを法律化する法案の審議のためには、調査結果を待つまでもない。

これまで条約で求められている人種差別撤廃に取り組まず、差別を放置してきたことが、現在の差別の悪化を招いているのであり、マイノリティの被害が日々深刻化しており、一刻も早く対策をとるべきである。

以上より、本集会参加者は下記のことを決議する。

1. 参議院法務委員会が、付託されている人種差別撤廃施策推進法案の審議に直ちに入り、参考人として人種差別の被害者を招請し、意見を聴くことを求める。
2. 政府がヘイト・スピーチを含む外国人に対する差別の実態を把握するにあたっては、多様な実態を正確かつ多角的に把握するため、調査方法の設計段階で人種差別の被害者並びに差別問題及び社会調査の専門家の意見を聴いたうえで、マイノリティ当事者の協力を得て差別問題に取り組んだ実績があり、かつ、社会調査の専門家を有する、いくつかの大学などの研究機関に調査を委託することを求める。